

## 令和7年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指 摘 事 項
1	組織	組合会等	組合会をテレビ会議で行った際は、組合会会議録に規約に定める必要な事項の記載を行うこと。
2			選挙録等の選挙関係書類の整備を図ること。
3			事業主である組合員が議員を選定したときは、文書で理事長に通知すること。
4			選定議員の選定を一部の設立事業所の事業主が選定しているため改めること。
5			選定議員の選定通知の日付は、総選挙日と同一日とすること。
6			監事選挙は、組合会において実施することとし、全ての議員が選定議員及び互選議員のうちから、それぞれ一人を選挙すること。
7		事務処理	組合員の権利義務に関する規程を定めた場合に、届出を行っていない例が認められたため、健康保険法施行規則第15条に基づき届け出ること。
8			規約の整備を図ること。
9			諸規程の整備を図ること。
10			諸規程について、内容が更新されていないものは、速やかに整備すること。
11			現金の領収にあたる出納員の任免は、任免簿等にて管理すること。
12			組合の現金等を出納保管する出納員は、理事長により任免を受け、任免簿を作成すること。
13			事故防止対策として、自己点検シートによる自己点検を定期的を実施すること。
14			規約が変更されたとき公告されていないため、健康保険法施行令第3条に基づき公告すること。
15			公告すべき事項は、理事長の決裁を受けた後に、規約で定めている方法により漏れなく公告すること。
16	経理	支出	収入支出科目は、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。
17			職員厚生費の支出は、規程等により支出根拠を明確にすること。
18			支払証拠書は、事故防止のため「支払済」等の表示を行うこと。

## 令和7年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指 摘 事 項
19	経理	支出	組合会の議決事項である各項間の科目流用について、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を適切に受け、次の組合会で報告し承認を得ること。
20			「各種健診等補助規程」と現在の健診の補助金等に相違があるため規程の整備を行うこと。
21			支出決議書に、支出の根拠がわかる証拠書を添付するなどして、支出の根拠を明確にすること。
22			支出の会計年度の取扱いは、「健康保険組合における収入支出の会計年度所属区分の取扱いについて」（昭和35年4月19日付保発第31号厚生省保険局長通知）及び「健康保険組合の会計年度の取扱いについて」（平成2年11月22日付保発第101号厚生省保険局保険課長通知）に基づき適正に行うこと。
23			前金払を行ったものは、会計事務取扱規程等に基づき前金払整理簿に記載し、その状況を明らかにしておくこと。
24			前金払いを行っているが前金払整理簿が備え付けられていないため、作成し適切に管理すること。
25			健康保険組合の事業運営が、事業主及び被保険者から納付される保険料によって賄われていることを踏まえ、事業運営に真に必要な支出に限り行うこと。
26			会計諸帳簿への記帳は、適正に行うこと。
27		帳簿管理	歳入簿・歳出簿の附属証拠書類である収入支出決議書及び証拠書は、「款」、「項」、「目」ごとの日付順とし編綴保管すること。
28			「収支差引残簿」及び「一時借入金及び準備金繰替使用簿」は、歳出簿の末尾に編綴すること。
29			決算終了している年度の法定帳簿は、差し替えができないよう編綴・製本すること。
30		財産管理	決算残金処分は、決算組合会での議決を得た後、速やかに行うこと。
31			年度当初において資金不足が生じる場合は、「前年度収支残金一時充当」の処理を経て支出を行うこと。
32			前年度収支残金を一時充当した場合は、決算残金処分を組合会に付議するまでに返還すること。
33	満期継続を含むすべての保管替えは、準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法にあたることから、事前に理事会の承認を得ること。		
34	準備金及び任意積立金について、満期継続も含めて保管替決議書を漏れなく作成すること。		

令和7年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指 摘 事 項
35	経理	財産管理	現金出納簿と預貯金通帳等との突合・確認は、相互チェック体制のもとでの的確に行うこと。
36			各種積立金台帳を作成し、会計事務取扱規程に基づき事実発生の都度記帳するとともに、財産の移動経過が明らかになるように、詳細かつ正確に記帳すること。
37			手持ち現金は、財産管理規程に基づく金額の範囲内とすること。
38			切手等、金券の受払簿の整備を図ること。
39	適用・給付	適用	被扶養者の認定に関する処分を行った際は、被保険者に対し審査請求ができる旨の教示文が記載された通知書を送付すること。
40	保健事業	保健事業	健康保険組合事業運営指針に規定する「健康管理事業推進委員会」を設置し、保健事業の企画立案、実施結果の分析、評価を行い、理事会に対し意見の提出を行うこと。
41			特定健康診断（被保険者）の受診率が複数年にわたって目標を下回る状態が続いており、受診率を高める取り組みを行うことが望まれる。
42			特定保健指導の実施率が近年低下傾向にあり、全国平均の目標値からもかなり低い水準であることから、受診率を回復させる取り組みを行うことが望まれる。